

九州体育・スポーツ学会会則

2024年12月19日修正

第1章 総則

第1条

本会は九州体育・スポーツ学会と称し、(一社) 日本体育学会地域をかねる。

第2条

本会は体育・スポーツに関する科学的研究をなし、体育学およびスポーツ科学の発展を図るとともに、体育・スポーツの実践に寄与することを目的とする。

第2章 事業

第3条

本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 学会大会の開催
2. 機関誌「九州体育・スポーツ学研究」の発行
3. 研究会、講演会の開催
4. その他本会の目的に資する事業

第4条

学会大会は毎年1回以上開催する。

第3章 会員

第5条

会員は、体育・スポーツ学あるいはこれに関連のある諸科学の研究者で本会の趣旨に賛同する者とする。

1. 本会の会員は正会員、名誉会員、学生会員（大学院生および学部4年生）とする。ただし、学生会員の資格は在籍期間とする。名誉会員に関する事項は別に定める。
2. 本会に入会する者は、所定の入会申込書に、入会金1,000円を添えて事務局に提出しなければならない。

第6条

会員は所定の年会費を納入しなければならない。

第7条

会員は本会の行うあらゆる事業に参加することができるものとする。

第4章 役員

第8条

本会に次の役員をおく。

1. 会長1名
2. 副会長3名 副会長の担当業務を（ ）内に記載する。
 - 副会長（大会企画担当）
 - 副会長（研究推進担当）
 - 副会長（機関誌編集担当）
3. 顧問 若干名
4. 理事長1名
5. 事務局長1名
6. 理事 若干名
7. 監事2名
8. 事務局庶務 2名以内
9. 事務局会計 1名

（2023年9月9日 一部改正）

第9条

会長は本会を代表し会務を総括する。

1. 会長は理事会において役員の被選挙人名簿（本会の役員・理事経験者）の中から選出し、総会において承認を得る。選出方法は、別途定める。
2. 会長の任期は1期3年とする。

第10条

副会長は会長を補佐し、会長に事故がある時はこれを代行するとともに、常置委員会（編集委員会、大会企画委員会、研究推進委員会）のいずれかの統括責任者となる。

1. 副会長は理事会において役員の被選挙人名簿（本会の役員・理事経験者）の中から選出し、総会において承認を得る。選出方法は、別途定める。
2. 副会長の任期は1期3年とする。ただし、再任を妨げない。連続の任期は2期6年までとする。副会長に事故あるときは、理事会構成員の中から会長が指名した理事が代行する。

第11条

理事長は本会の会務を統括する。

1. 理事長は理事会で理事の互選により選出し、総会において承認を得る。選出方法は、別途定める。
2. 理事長の任期は1期3年とし、再任の場合は連続2期6年までとする。
3. 理事長は（一社）日本体育学会九州地域長をかねる。

第12条

理事は会長が委嘱し、本会の会務を施行する。

1. 理事は会員の互選および会長推薦により選出する。選出方法については、別途定める。
2. 理事は、常設委員会の中の大会企画、研究推進、編集の委員会のいずれかに所属し、会務を担当する。
3. 理事の任期は選出された年の学会大会から1期3年、連続2期6年までとする。ただし、退任3年後に再任することができる。補欠による任期は前任者の残任期間とする。

第13条

事務局長は本会の事務を統括し、事務局庶務および事務局会計はそれぞれ本会の庶務および会計を担当する。

1. 事務局長、事務局庶務および事務局会計は理事会の承認を経て、会長が委嘱する。
2. 事務局長、事務局庶務および事務局会計の任期は役員改選の1年後から3年間とする。ただし補欠による任期は前任者の残任期間とする。

(第9条2、第10条1～2、第11条1～3、第12条3、第13条2は、2015年9月11日改正、2017年4月1日施行)

第14条

監事は、本会の会計を監査する。

1. 監事は本会事務局以外の会員から2名選出し、会長が委嘱する。

第15条

本会に顧問をおくことができる。

1. 顧問は、理事会の承認を経て会長が委嘱する。
2. 顧問は、理事会に出席し、本会の運営に対し指導・助言することができる。

第5章 会議

第16条

本会の会議は、総会と理事会とする。

第17条

総会は本会の最高決議機関であり、毎年1回以上会長が招集する。

1. 総会は出席会員をもって構成する。
2. 臨時総会は理事会において必要と認められたときに開くことができる。

第18条

総会は次の事項を審議決定する。

1. 会長、副会長、理事長および監事
2. 事業報告および収支決算
3. 事業計画および収支予算
4. 会則および諸規程の改正
5. その他重要事項

第19条

理事会は、会長、副会長および理事で構成し、次の審議を行う。

1. 会長、副会長の推薦
2. 総会に対する理事会の提案事項
3. 総会から委任された事項
4. 本会運営に関する事項

第20条

総会および理事会の議事は出席者の過半数をもって決定される。ただし会則の改正は出席者の3分の2以上の賛成によって決定される。理事会は理事の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第21条

監事はその年度の会計事務を監査し、理事会および総会において報告する。

第6章 委員会および専門分科会

第22条

本会の事業を推進するために、次の常置委員会をおく。委員会の構成および役割は別途定める。

1. 総務委員会
2. 大会企画委員会
3. 研究推進委員会
4. 編集委員会

第23条

本会の事業を推進するために、課題検討委員会をおくことができる。

第24条

本会の研究活動を推進するとともに、会員の資質向上を図るために当面は次の専門分科会をおく。

1. 第1専門分科会（原理、歴史、人類、管理、心理、社会）
2. 第2専門分科会（生理、バイオメカニクス）
3. 第3専門分科会（方法、教科教育、幼児教育）
4. 第4専門分科会（保健、発育発達、測定評価）
5. 第5専門分科会（競技スポーツ）

第25条

会員は1つの専門分科会に所属し、事務局に届けるものとする。また各専門分科会に代表世話（理事）を置き、事務局に登録するものとする。

第26条

専門分科会世話人の選出及び任務等に関する事項については別途定める。

第7章 会計

第27条

本会の経理は会員の会費、寄付金およびその他の収入をもってあてる。

1. 会費は、年額5,000円（ただし、学生会員は正会員の半額とする）とし、その年度の4月30日までに納入するものとする。
2. 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
3. 2ヶ年以上の会費滞納者は、会員としての資格を失うものとする。

第8章 事務局

第28条

本会の事務を処理するために事務局をおく。

1. 事務局は事務局長、事務局庶務、事務局会計等によって構成する。
2. 事務局長、事務局庶務、事務局会計は、理事会および総会において、必要な事務業務を行う。
3. 事務局は事務局長の在籍大学に設置する。
4. 事務局の所在は、鹿児島、沖縄、宮崎、福岡、大分、佐賀、長崎、福岡、熊本県の順とする。

附則1

本会の事務局および所在地は、大分県大分市旦野原700番地 大分大学教育学部 谷口研究室内部におく。

附則2

この会則は、2013年9月15日から施行する。

会則に関する申し合わせ事項

1. 本会に係る敬弔について

- 現在の会長・副会長の死亡 弔電並びに香典または花輪30,000円
- 旧会長・副会長・顧問の死亡 弔電並びに香典または花輪20,000円
- 会員の死亡 弔電
- 日本体育学会の現会長および前会長の死亡 弔電

とする。

(2008年8月31日改正)

会長・副会長・理事長選出手順に関する申し合わせ

1. 会長、副会長および理事長は、理事会における理事の投票により選出する。
2. 会長、副会長および理事長の選挙は、事務局長が委員長となる。
3. 選挙は、会長、副会長、理事長の順に行う。
4. 会長および理事長の投票は単記無記名とし、1回目の投票で新理事の出席者の過半数を得る者がいない場合は上位2名の決選投票とする。同票の場合は抽選とする。
5. 副会長の投票は3名連記とし、上位3名を副会長とする。同票の場合は抽選とする。

理事の選出に関する規程

第1条

九州体育・スポーツ学会会則第12条に基づき、本会の理事の選出に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条

理事の選挙人は、選挙の1ヶ月前までに本会に在籍する正会員、名誉会員および学生会員とする。

第3条

理事となりえる者（被選挙人）は、選挙の年の1月1日現在、正会員として登録され、以下の2つの条件を満たす者とする。

1. 勤務地または居住地が九州・沖縄の者
2. 本会の正会員として3年以上経過した者

第4条

選挙は、理事選挙管理委員会が実施する。

1. 理事選挙管理委員会は、会長が委嘱した会員若干名と事務局長で組織する。
2. 理事選挙管理委員会の委員長は、事務局長とする。

第5条

理事選挙管理委員会は、連続2期目の理事、名誉会員および顧問、任期を2年以上残した事務局長、事務局庶務担当ならびに事務局会計担当を除外した被選挙人名簿を作成し、選挙人に公表するものとする。

第6条

選挙は、郵送による投票によるものとする。

1. 理事の選挙は、現理事の任期満了の1年前の4月～6月に実施するものとする。
2. 投票は、公印のある投票用紙を用いて、10名連記とする。なお、投票者は無記名とする。
3. 投票用紙は本会の封筒に入れ、本会の事務局長宛に郵送するものとする。
4. 公印のない投票用紙、10名以上が記載された投票用紙、締め切りを過ぎた投票用紙は、無効とする。

第7条

理事選挙管理委員会は、投票結果を総務委員会に報告するものとする。

第8条

総務委員会は、理事会に投票数を明記した投票結果と次期候補者名簿を報告するものとする。

第9条

理事会は、選挙結果に基づいて、次期理事候補者を選出する。

1. 理事候補者は、得票数の多い順とする。
2. 理事の補充が必要な場合は、得票数上位者から順に理事を補充するものとする。
3. 会長は、選挙結果とは別に、地域性および専門分科会等を考慮して、若干名の理事を推薦

することができるものとする。

第10条

会長は、文書をもって次期理事を委嘱するとともに、総会で次期理事の承認を得るものとする。

常置委員会に関する申し合わせ

九州体育・スポーツ学会会則第22条および第23条に基づき、常置委員会の構成と役割は、以下の通りとする。

1. 総務委員会

1. 総務委員会は、会長、副会長3名、理事長、事務局長、事務局庶務および事務局会計で構成する。
2. 総務委員会は、理事長が招集し、議長となるものとする。なお、理事長が不都合な場合は、事務局長が代行するものとする。
3. 総務委員会は、学会大会、学術交流、研究推進などに関する点検・評価を行い、学会全体の運営、理事会および総会の議事について検討する。
4. 総務委員会は、名誉会員、功労賞、学術貢献賞、研究助成候補者、その他を検討し、理事会に推薦する。

2. 大会企画委員会

1. 大会企画員会は、副会長1名、理事若干名で構成する。
2. 大会企画員会に委員長と副委員長を各1名置き、委員長が委員会を運営するものとする。委員長が不都合な場合は、副委員長が代行するものとする。
3. 大会企画員会は、次期学会大会事務局との連携をとりつつ、学会大会の内容（日程、大会企画、その他大会運営等）を検討する。

3. 研究推進委員会

1. 研究推進委員会は、副会長1名、理事若干名で構成する。
2. 研究推進委員会に委員長と副委員長を各1名置き、委員長が委員会を運営するものとする。委員長が不都合な場合は、副委員長が代行するものとする。
3. 研究推進委員会は、研究助成のテーマ設定と募集、プロジェクト研究の推進、研究成果報告の企画などを行い、会員の個人研究および共同研究の推進を図る。
4. 研究推進委員会委員長は、論文賞、若手優秀発表賞および研究助成選考委員会の委員長を兼ねるものとする。

4. 編集委員会

1. 編集委員会は、副会長1名、理事若干名で構成する。
2. 編集委員会に委員長と副委員長を各1名置き、委員長が委員会を運営するものとする。委員長が不都合な場合は、副委員長が代行するものとする。
3. 編集委員会は、九州体育・スポーツ学研究の編集に関する業務（査読者の決定・依頼、掲載の可否、出版等）を行うとともに、九州体育・スポーツ学研究の充実を図るものとする。

学会賞規程

第1条

本規程は、会則第3条第4項の規程に基づき、本会に「学会賞」を設け、その授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条

学会賞は、学術貢献賞、論文賞（優秀論文賞、奨励論文賞）、若手優秀発表賞、ポスター発表賞とする。

1. 学術貢献賞は、本学会の機関誌「九州体育・スポーツ学研究」に筆頭著者として5編以上の原著論文・実践研究論文を発表している者を対象とする。
2. 論文賞（優秀論文賞、奨励論文賞）は、前年度の「九州体育・スポーツ学研究」に掲載された論文を対象として、筆頭執筆者として優れた原著論文または実践研究を発表した会員1名とする。ただし、奨励論文賞は35歳未満（論文公開日時点）の会員とする。
3. 若手優秀発表賞は、35歳未満（当該年度4月1日時点）の会員で、学会大会で口頭発表を行った者若干名とする。
4. ポスター発表賞は、本学会会員（年齢制限なし）とし、学会大会でポスター発表を行った者若干名とする。

第3条

学会賞受賞者には、総会において賞状等を授与する。副賞は、本学会の予算の範囲内の現金とする。

第4条

学術貢献賞は、総務委員会の推薦を受けて、理事会で決定する。

第5条

論文賞および若手優秀発表賞は、各選考委員会が選考し、総務委員会の推薦を受けて、理事会で決定する。ポスター発表賞は、選考委員が選考し、総務委員会の推薦を受けて、会長が決定する。

第6条

選考委員会の構成および選考方法に関する施行細則については別途定める。

第7条

その他本規程で定められていない事項に関しては、理事会において定める。

附則

本規程は、2020年8月27日より施行する。

学会賞施行細則

第1条

この細則は、九州体育・スポーツ学会学会賞等規程第6条の規程に基づき、受賞者の推薦ならびに選考等について、必要な事項を定めるものである。

第2条

本学会に論文賞選考委員会、若手優秀発表賞選考委員会およびポスター発表賞選考委員会（以下、選考委員会）を設ける。

第3条

選考委員会は、研究推進委員会委員長、研究推進委員会委員若干名、総務委員会委員若干名、編集委員会委員長（論文賞選考委員会のみ）、各専門分科会からの推薦者若干名（若手優秀発表賞選考委員会およびポスター発表賞選考委員会）から構成される。

第4条

選考委員会の委員長は研究推進委員会委員長とし、副委員長は互選により選出する。

第5条

選考委員会は、受賞候補者を選考し、総務委員会に報告する。受賞者は、総務委員会の推薦を受けて、理事会で決定する。ポスター発表賞の受賞者は、会長が決定する。

第6条

学術貢献賞受賞者は、総務委員会が推薦し、理事会で決定する。

附則

本細則は、2022年8月27日より施行する。

若手優秀発表賞に関する申し合わせ

本会の学会賞規程第6条、および学会賞施行規則第2条および第5条に基づき、以下を申し合わせる。

1. 若手優秀発表賞に応募する会員は、発表申し込み時に「申請書」(応募者名、生年月日(西暦)、所属機関、発表演題)と機関誌抄録を提出しなければならない。
2. 若手優秀発表賞は、専門分科会ごとに、原則1名以内を選考する。
3. 若手優秀発表賞選考委員会(以下、選考委員会)は、提出された機関誌抄録に基づいて若手優秀発表賞の審査対象者を選出する。
4. 審査対象者は、指定された時間(当面は大会初日の午前中)に発表を行う。
5. 選考委員会は、審査対象者の発表を聴き、優れた研究を発表した者を選考し、総務委員会に報告する。
6. 総務委員会は選考委員会の選考結果について審議し、受賞候補者を理事会に推薦する。
7. 理事会は若手優秀発表賞を決定し、総会において表彰する。

(2022年8月27日改正)

ポスター発表賞に関する申し合わせ

1. 本会の学会賞規程第6条、および学会賞施行細則第2条および第5条に基づき、以下を申し合わせる。
2. ポスター発表賞に応募する会員は、発表申し込み時に申請と所定の期日までに機関誌抄録とPDF版のポスターを提出しなければならない。
3. ポスター発表賞は、専門分科会ごとに、原則1名以内を選考する。
4. ポスター発表賞選考委員会（以下、選考委員会）は、提出された資料（機関誌抄録、PDF版ポスター）に基づいてポスター発表賞の候補者を選出する。
5. 選考委員会は、ポスターセッションにおいて候補者と討論等を行い、受賞に相応しいか否かの確認を行い総務委員会に報告する。
6. 総務委員会は選考委員会の選考結果について審議し、会長に推薦する。
7. 会長はポスター発表賞を決定し、閉会式で表彰する。

(2022年8月27日制定)

功労賞規程

第1条

本規程は、九州体育・スポーツ学会会則第3条第4項の規程に基づき、本会に「功労賞」を設け、その授与に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条

功労賞は、理事（通算10年以上）を務め、かつ役員として本学会の運営に多大な功績を挙げた者とする。

第3条

功労賞は、総務委員会が推薦し、理事会で決定する。

第4条

功労賞は、総会において記念品を授与する。

第5条

その他、本規程で定められていない事項に関しては、理事会において定める。

附則

本規程は、2020年9月27日より施行する。

名誉会員に関する規程

第1条

名誉会員は、本会の会員歴30年以上、年齢70歳以上で、

1. 本学会に対して顕著な学術的貢献（著書、論文、学会発表等）をした者
2. 学会運営に対する貢献（会長、副会長、理事長、顧問、理事、代議員等）した者

とする。

第2条

役員の任期中に名誉会員になることはできない。

第3条

名誉会員は、総務委員会が推薦し、理事会で決定する。

第4条

名誉会員は、会費を納入することなく、九州体育・スポーツ学会（以下本会）の事業に参加することができるものとする。

附則

本規程は、2020年9月27日より施行する。

研究助成規程

第1条

本会の会則第3条第4項の規程に基づき、研究助成金の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条

個人およびグループ研究の推進、体育・スポーツ関連の科学の発展、ひいては九州体育・スポーツ学会の活性化および研究の質の向上に寄与することを目的とする。

第3条

体育・スポーツ科学に関連する研究を助成対象とする。

第4条

申請ができるのは、九州体育・スポーツ学会会員とする。

第5条

助成金の交付を受けようとする者は、所定の申請書類を学会事務局へ提出しなければならない。

第6条

研究助成選考委員会（以下、選考委員会）の構成および選考方法については別に定める。

第7条

研究助成対象者および配分額については、選考委員会の審査報告を受けて、総務委員会で審議し、理事会で決定する。

第8条

助成を受けた者は、翌年度の九州体育・スポーツ学会大会において成果の報告を行わなければならない。

第9条

助成を受けた者は、受賞後2年以内に、本会の機関誌「九州体育・スポーツ学研究」に投稿しなければならない。

第10条

当該研究の成果公表に際しては、助成を受けた旨を明示しなければならない。

第11条

その他本規程に定められていない事項に関しては、理事会において定める。

附則

本規程は、2020年9月27日より施行する。

研究助成施行細則

第1条

この細則は、研究助成規程第6条の規程に基づき助成対象者の選考等について、必要な事項を定めるものである。

第2条

本学会に研究助成選考委員会（以下、選考委員会）を設ける。

第3条

選考委員会は、総務委員会ならびに研究推進委員会の委員若干名により構成される。

第4条

選考委員会の委員長は、研究推進委員会委員長とする。

第5条

選考委員会は、申請のあった研究について審議し、研究助成対象候補者の選出を行う。

第6条

研究助成対象候補の選出は原則2件以内とし、助成金額は総額で30万円を上限とする。

第7条

選考委員会は、研究助成対象候補者を、総務委員会に報告する。

第8条

研究助成対象者および配分額は、総務委員会の審議を経て、理事会において決定する。

附則

本細則は、2020年9月27日より施行する。

学会大会の開催に関する覚書

第1条

会則第4条による学会大会（以下「大会」という）の開催については本規程による。

第2条

大会は「九州体育・スポーツ学会第〇回大会」と称する。

第3条

大会は原則として3日間の日程で開催する。

第4条

大会の期日は9月第1金曜・土曜・日曜日を原則とする。

第5条

大会の期間中に会則第16条および第19条の定める総会および理事会を開催するものとする。

第6条

大会会長は主管大学より選出する。

第7条

主管大学においては、大会運営委員会を設け大会の運営に当る。

第8条

大会運営委員会は、大会企画委員会、学会事務局および総務委員会と協議し大会実施要項を定める。

第9条

大会に関する収支は独立会計とする。

第10条

大会は特別企画、シンポジウム、課題研究、専門分科会研究（シンポジウムなどを含む）、一般研究発表（口頭およびポスター）、その他（スチューデント・セッション、実技及びフィルム発表を含む）をもって構成する。

第11条

一般研究は、体育・スポーツ学に関連した内容であって、研究の目的や方法が明確で、ある程度の結果および結論が得られているものとする。

第12条

発表予定趣旨を含む大会プログラムは、大会開催前に配布するものとする。

第13条

大会は、福岡県・大分県・佐賀県・長崎県・福岡県・熊本県・鹿児島県・沖縄県・宮崎県の順に開催する。

第14条

大会における発表者（共同発表者を含む）は、会則第5条に定める会員で、その年度の会費ならびに大会参加費を納入している者とする。また、本学会員以外の外国人あるいは他の分野の研究者（企業等含む）を特別共同発表者として加えることができる。

特別共同発表者は以下の手続きを必要とする。

1. 「特別共同発表登録申請者」を発表申し込み〆切日1月前までに事務局にメールにて提出しなければならない。
2. 年会費は必要ないが大会参加費を納入しなければならない。
3. 発表抄録が掲載される機関誌第1号が必要な場合は、実費（送料含む）を事務局に納入しなければならない。

登録申請書は総務委員会で審議し採択を決定する。

附記

第5条、第10条については、理事会および総会は第二日目 を原則とするが、学会大会における専門分科会、一般発表および特別企画等は、主管大学の主体性のもと、大会企画委員会、学会事務局および総務委員会と相談して決定するものとする。また、役員交代期における理事会は新・旧合同で行う。

(2015年9月12日改正)

学部学生の研究発表に関する申し合わせ

1. 学部学生は4年生を対象とし、所属大学での指導教員が決定していることを要件とする。
2. 学部学生は、指導教員の推薦を受け、学生会員として入会することができる。この場合、指導教員は九州体育・スポーツ学会の会員でなければならない。
3. 学部学生である学生会員は、指導教員と連名で研究発表を行うことができる。
4. 学部学生の研究発表は、一般研究発表とし、筆頭者の場合、口頭発表か、ポスター発表のいずれかで発表することができる。
5. 学部学生の研究発表時に、当該学部学生の指導教員が発表会場内に同席することが望ましい。

(2014年9月13日施行)

大会号抄録規程

1. 資格 投稿論文は九州体育・スポーツ学会に発表されたもので、同一論文を他の学会には発表されないものを原則とする。
2. 印刷・製本 原稿はそのまま直接オフセット印刷され、機関誌「九州体育・スポーツ学研究」の Web 版に補遺版として掲載される。
3. 原稿用紙 白色A4版を用い、縦書き2段組とする。原稿はワードプロセッサ等を用い、上下30mm、左右20mm、中央段間10mm の余白をあけ、文字数は、片段24字×45行とする。
4. 文字 MS 明朝と Times New Roman とする。
5. 作成方法
 1. 抄録は演題、演者氏名（所属機関）、共同研究者氏名（所属機関）、キーワード、本文で構成する。
 2. 演題は最上段に16ポイント、副題は改行し14ポイントの文字を用い強調文字とする。
 3. 氏名（所属機関）は12ポイント、キーワードは9ポイント、本文は10ポイントを原則とする。氏名（所属機関）は表題の下中央に、キーワードは氏名の下（左づめ）に2～5語記入する。
 4. 演者は氏名の前に○印をつける。
 5. 本文は、目的・方法・結果・考察・結論等なるべく項目別にまとめ、研究として完結した内容にする。
 6. 図や表は原稿用紙に直接書くか、別途作成したものを原稿用紙に貼り付ける。
7. 提出方法
 1. 抄録原稿は提出締め切り日を厳守し、e-mail に添付して学会事務局へ送付する。提出締め切りに間に合わない場合は、機関誌へ掲載されない。2）抄録原稿とは別に、演題、演者と共同研究者全員の氏名、代表者の連絡先（E-mail アドレスなど）、発表形式（一般発表、口頭発表、シンポジウムなど）を記入した表紙も送付する
 2. オリジナル原稿とそのコピー計2部を折らずに送付する。
 3. 抄録原稿とは別に、演題、演者と共同研究者全員の氏名、代表者の連絡先（E-mail アドレスなど）、発表形式（一般発表、口頭発表、シンポジウムなど）を記入した表紙も送付する。

附則

本規程は、2012年9月8日より施行する。

「九州体育・スポーツ学研究」投稿規程

1. 本誌への投稿は、共同研究者も含め原則として九州体育・スポーツ学会会員で、年度会費納入者に限る。但し、編集委員会が必要と認めた場合には、会員以外にも寄稿を依頼することがある。
2. 本文、注記、文献、図表の規定ページ数は、原則として、総説30頁以内、原著論文、実践研究、研究資料25頁以内、短報、研究上の問題提起7.5頁以内とする。題目、著者名、所属機関、キーワード、英文抄録及びその和訳については、上記のページ数の上限に含めない。規定ページ数を超過した場合や特殊文字の印刷を必要とする場合は、その実費を投稿者が負担する。
3. 投稿論文の掲載可否および掲載時期については、編集委員会において決定する。
4. 本誌に掲載された論文の著作権は、九州体育・スポーツ学会に属する。
5. ヒトを対象とする研究は、ヘルシンキ宣言の精神に沿ったものでなくてはならない。
(「http://www.med.or.jp/wma/helsinki08_j.html」参照)
6. 原稿の作成は下記の要領による。
 1. 原稿の表紙には、(1) 題目、(2) その論文の内容が主として関係する研究領域、(3) 総説、原著論文、実践研究、研究資料、短報、研究上の問題提起の別を明記する。
 2. 和文原稿と英文原稿のいずれも、ワードプロセッサで作成し、A4版縦型横書き、40字30行とする。フォントの大きさは10.5ポイントとし、英文および数値の表記には半角を使用する。なお、計量単位は、原則として国際単位系（SI 単位系）とする。
 3. 和文原稿には、別紙として、英文による題目と抄録（300語以内）、5語以内のキーワードを添える。さらに、抄録の和文訳と和文キーワードを添付する。
 4. 英文原稿には、別紙として、和文による題名と抄録（600字以内）を添付する。
 5. 本文、注記、文献、図表の規定ページ数は、原則として、総説30頁以内、原著論文、実践研究、研究資料25頁以内、短報、研究上の問題提起7.5頁以内とする。題目、著者名、所属機関、キーワード、英文抄録及びその和訳については、上記のページ数の上限に含めない。規定ページ数を超過した場合や特殊文字の印刷を必要とする場合は、その実費を投稿者が負担する。
 6. 図や表には、通し番号とタイトルをつけ、本文とは別に番号順に一括する。図表の挿入箇所は、本文原稿の行間に、それぞれの番号を朱書きして指示する。挿図は、図中の文字や数字が直接印刷できるように、原則として白黒で鮮明に作成する写真は原則として白黒の鮮明な画面のものとする。なお、カラー図表や写真などで特別な費用を要した場合には、その実費を投稿者が負担する。
 7. 文中での文献の記載は、原則として著者・出版年方式（author-date method）とする。また、引用文献は、本文の最後に著者名の ABC 順に一括し、定期刊行物の場合の書誌データの表記は、著者名（発行年）論文名、誌名巻（号）：ページの順とする。詳細は、(社) 日本体育学会「体育学研究」の「投稿の手引き」に準ずる。((一社) 日本体育学会ホームページ「<http://taiiku-gakkai.or.jp>」を参照)。
 8. 文中での文献の記載は、原則として著者・出版年方式（author-date method）とする。また、引用文献は、本文の最後に著者名の ABC 順に一括し、定期刊行物の場合の書誌データの表記は、著者名（発行年）論文名、誌名巻（号）：ページの順とする。詳細は、(社) 日本体育・スポーツ・健康学会「体育学研究」の「投稿の手引き」に準ずる。

((社) 日本体育・スポーツ・健康学会ホームページ「<http://taiiku-gakkai.or.jp>」を参照)。

9. 提出する原稿はPDF ファイルにし、図表および写真（以下、図表等）は、原稿の最後にまとめて挿入するか、別途、PDF ファイルにする。なお、図表等 が多い場合には、複数のファイルに分けて投稿してもよい。
10. 提出する原稿は、公正な審査を期するため、謝辞および付記等は原稿受理後に書き加えることとする。
7. 掲載論文の別刷りは、所定の部数を寄贈するが、それ以上の部数を希望する者は、著者校正の際、その必要部数をゲラ刷りの表題のページに明記する。この場合の実費は全額投稿者負担とする。
8. 原稿と図表等のファイルは、九州体育・スポーツ学会事務局にEメールで送付する。なお、Eメールには、氏名、所属機関名、所属機関住所、責任著者を明記する。

〒870-1192 大分県大分市旦野原700番地

大分大学教育学部 谷口研究室内

九州体育・スポーツ学会事務局

担当：内倉 康二

Eメールアドレス：kyutai.office@gmail.com

「九州体育・スポーツ学研究」編集規程

1. 「九州体育・スポーツ学研究」（以下本誌）は、九州体育・スポーツ学会の機関誌であり、原則として年2回（10月と3月）刊行する。
2. 本誌の内容は、投稿による「体育・スポーツ学の領域における総説・原著論文・実践研究・研究資料・短報など」の他に「学会活動報告や広報など」とする。ただし、10月に発刊される機関誌第1号には大会発表抄録および報告を掲載する。
3. 本誌の編集および刊行に関する事務は、編集委員会で行う。
4. 本誌への投稿は、原則として九州体育・スポーツ学会会員に限る。但し、編集委員会が必要と認める場合には、会員以外にも寄稿を依頼することがある。
5. 編集委員会は、原稿の採択および掲載の時期を決定する。
6. 投稿原稿の校正は、初校のみ投稿者が行い、以後は編集委員会の責任とする。
7. 本誌の掲載内容の決定および変更については編集委員会において協議して決定する。

附則

本規程は、2008年8月31日より施行する。（2022年8月27日一部改正）

九州体育・スポーツ学研究 Web 公開取扱要領

1. この取扱要領は『九州体育・スポーツ学研究』の全冊あるいは各巻号に掲載されている原著論文及び研究資料等を Web 公開することに際して必要な事項を定める。
2. Web 公開の責任者は、機関誌『九州体育・スポーツ学研究』の発行責任者として会長とする。
3. Web 公開に際して、Web 公開作業担当者を会長が委嘱する。Web 公開作業担当者の任期は、会長の任期期間と同一とする。
4. Web 公開の作業手順は、編集委員会による脱稿（各巻号の掲載論文と目次が確定した日付）以降に、Web 公開作業担当者は、学会事務局、編集委員会および編集委員長、印刷所と連絡調整し、電子版（PDF 版）を入手・作成する。
5. Web 公開作業担当者は、各巻号を Web 公開する準備作業を行う。
6. Web 公開の責任者は、Web 公開作業担当者から準備作業終了の連絡を受けた後、公開を許可する。Web 公開作業担当者は、機関誌各巻号を Web 公開した日時を記録する。
7. 何らかの問題が生じた場合、Web 公開の責任者は、Web 公開作業担当者に命じて、Web 公開を即座に中止することができる。Web 公開事務担当者は、機関誌各巻号の Web 公開を中止した日時を記録する。
8. Web 公開にて、公開する内容は、表紙（日本語タイトルの表紙）、裏表紙（英文タイトルの表紙）、投稿規程、目次、原著論文、研究資料、事務局ニュース、編集後記とする。ただし、機関誌 Web 公開の内容は当分の間、各号の全冊をページ順で公開する。

附則

Web 公開の責任者と Web 公開作業担当者は以下のような機能を構築する準備（将来の電子ジャーナル化に近い機能）を行う。

1. 編集委員会と連絡調整し、編集委員会の審査通過した（掲載可となった）各論文の早期公開を可能とするよう、その準備作業を行う。その場合は最終確定版とレイアウトが若干異なることも容認する。
2. 著者、所属機関、論文題目、キーワードの部分一致で個別論文が検索できるように論文検索機能を構築する準備を行う。
3. この取扱要領は2014年9月13日から施行する。

入会の手続きについて（正会員用）

九州体育・スポーツ学会には、直接、あるいは、日本体育・スポーツ・健康学会を通して、入会できます。下記 A、B、C のいずれかに従って、手続きをしてください。

A：日本体育・スポーツ・健康学会には入会せず、九州体育・スポーツ学会のみに入会する場合

1. 九州体育・スポーツ学会入会申込書（正会員用）を九州体育・スポーツ学会事務局（kyutai.office@gmail.com）へ送付
2. 入会申込を受け付けた旨の連絡を受け取った後、6,000円（入会金：1,000円、年会費：5,000円）を納入

B：すでに日本体育・スポーツ・健康学会会員であり、新たに九州体育・スポーツ学会に入会する場合

1. 日本体育・スポーツ・健康学会の会員マイページで、九州体育・スポーツ学会を登録
2. 九州体育・スポーツ学会入会申込書（正会員用）を九州体育・スポーツ学会事務局（kyutai.office@gmail.com）へ送付
3. 入会申込を受け付けた旨の連絡を受け取った後、入会金1,000円を納入

※ 日本体育・スポーツ・健康学会年会費（10,000円）、九州体育・スポーツ学会年会費（5,000円）は、日本体育・スポーツ・健康学会から引き落とされます。

C：九州体育・スポーツ学会、日本体育・スポーツ・健康学会の両方に入会する場合

1. 日本体育・スポーツ・健康学会入会手続きをする際に、九州体育・スポーツ学会への入会を申請
2. 九州体育・スポーツ学会入会申込書（正会員用）を九州体育・スポーツ学会事務局（kyutai.office@gmail.com）へ送付
3. 入会申込を受け付けた旨の連絡を受け取った後、入会金1,000円を納入

※ 日本体育・スポーツ・健康学会年会費（10,000円）、九州体育・スポーツ学会年会費（5,000円）は、日本体育・スポーツ・健康学会から引き落とされます。

入会の手続きについて（学生会員用）

九州体育・スポーツ学会には、直接、あるいは、日本体育・スポーツ・健康学会を通して、入会できます。下記 A、B のいずれかに従って、手続きをしてください。

学生会員（大学院生および学部4年生）の有効期間は在学期間となっています。年会費は2,500円です。なお、学部4年生は、日本体育・スポーツ・健康学会の会員となることはできません。

A：日本体育・スポーツ・健康学会には入会せず、九州体育・スポーツ学会のみに入会する場合

1. 九州体育・スポーツ学会入会申込書（学生会員用）を九州体育・スポーツ学会事務局（kyutai.office@gmail.com）へ送付
2. 入会申込を受け付けた旨の連絡を受け取った後、3,500円（入会金：1,000円、年会費：2,500円）を納入

B：九州体育・スポーツ学会、日本体育・スポーツ・健康学会の両方に入会する場合

1. 日本体育・スポーツ・健康学会入会手続きをする際に、九州体育・スポーツ学会への入会を申請
2. 九州体育・スポーツ学会入会申込書（学生会員用）を九州体育・スポーツ学会事務局（kyutai.office@gmail.com）へ送付
3. 入会申込を受け付けた旨の連絡を受け取った後、入会金1,000円を納入

※ 日本体育・スポーツ・健康学会年会費（10,000円）に加えて、正会員相当の九州体育・スポーツ学会年会費（5,000円）が、日本体育・スポーツ・健康学会から引き落とされます。年会費の差額分（2,500円）は、九州体育・スポーツ学会事務局へのお申し出により、返金いたします。

振込口座

- a. 総合口座（ゆうちょ銀行からの振り込み受取口座）

ゆうちょ銀行総合口座

口座名：九州体育・スポーツ学会

口座番号：17310－21783811

- b. 他行からの振り込み受取口座

ゆうちょ銀行

口座名：九州体育・スポーツ学会

店名：738

店番：738

預金種目：普通預金

口座番号：2178381

専門分科会細則

第1条

この細則は、九州体育・スポーツ学会会則第24条の規程に基づき、専門分科会の組織・活動等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条

専門分科会は15名以上の会員でもって構成し、当面次の5つの専門分科会とする。なお、会員はいずれかの専門分科会1つに所属するものとする。

- 第1専門分科会：原理、歴史、人類学、経営・管理、心理、社会
- 第2専門分科会：運動生理、バイオメカニクス
- 第3専門分科会：方法、教科教育
- 第4専門分科会：保健、発育発達、測定評価
- 第5専門分科会：競技スポーツ

第3条

各専門分科会のキーワードは以下のとおりとする。

- 第1専門分科会：スポーツ哲学、スポーツ史、スポーツ心理、スポーツマネジメント、健康スポーツ、スポーツと社会
- 第2専門分科会：運動生理学、運動生化学、運動処方、バイオメカニクス、スポーツ力学、人間工学
- 第3専門分科会：授業の基礎的研究、授業づくり研究、授業研究、幼児教育
- 第4専門分科会：学校保健（保健教育、保健管理）、発育発達、測定評価、健康習慣、健康行動、ライフスキル
- 第5専門分科会：スポーツ競技力向上、競技パフォーマンス、トレーニング、コーチング、競技スポーツ、課外活動

第4条

専門分科会の活動を以下のとおりとする。

1. 九州体育・スポーツ学会大会における専門分科会シンポジウムを開催する。
2. その他、専門分科会に必要な活動を行う。

第5条

各専門分科会に世話人を置く。

1. 専門分科会の世話人は会長が委嘱する。
2. 専門分科会世話人は各専門分科会で選出し、任期は3年とする。
3. 専門分科会世話人は理事会に理事として出席するものとする。
4. 専門分科会世話人は編集委員会から論文査読者の依頼あるときは、人選し、推薦する。
5. 専門分科会世話人は九州体育・スポーツ学会大会で専門分科会シンポジウムを企画するときには大会企画委員会に入るものとする。
6. 専門分科会世話人は研究推進委員会委員長から若手優秀発表賞選考委員会委員の選出依頼があるときは、人選し、推薦する。

第6条

専門分科会は九州体育・スポーツ学会大会で専門分科会シンポジウムを開催するときは、2万円以内で実費を請求できるものとする。

附則

本細則は、2020年9月27日より施行する。